

確定申告は
正しくお早めに

確定申告の準備はお済みですか？

□ 益城町の申告相談日について

申告会場…役場3階大会議室

申告期間…2月中旬から3月中旬

※詳細は1月下旬に届く「日程表」をご覧ください。

☎ 役場税務課住民税係 ☎ 286・3116

□ 障害者控除対象者認定書(申告用)を送付します

要介護認定を受けている65歳以上の人が、所得税や町県民税の申告をする場合、障害者控除を受けることができます。

要介護認定を受けている人に「障害者控除対象者認定書」を1月下旬にお送りします。申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※本人および扶養義務者の住民税が非課税で、申告の必要がない人はこの認定書は必要ありません。
※身体障害者手帳などを持つ人もこの認定書は必要ありませんが、次の①～③のいずれかに該当する人で要介護4・5の人は特別障害者控除を受けることができます。

① 身体障害者手帳(3～6級)に該当する人

② 知的障害者療育手帳(B1・B2)に該当する人

③ 精神障害者保健福祉手帳(2～3級)に該当する人

☎ 役場いきいき長寿課介護保険係

☎ 286・3114

□ 確定申告が必要ない年金所得者も住民税の申告が必要です

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告が不要ですが、住民税は「申告不要制度」がありませんので、確定申告不要に該当する場合でも、住民税申告が必要となります。

なお、医療費控除などによる所得税の還付を受けるには確定申告書を提出する必要があります。

☎ 役場税務課住民税係 ☎ 286・3116

① 復興特別所得税の記入漏れにご注意

「復興特別所得税」は各年分の所得税と復興特別所得税をあわせて申告・納付をしなければなりません。申告の際は、申告書への記入漏れがないようご注意ください。

② 税理士会の確定申告無料相談会

サラリーマンや年金受給者が対象です。お気軽にご相談ください。

開設期間…2月10日(水)～15日(月)

※土・日・祝日は除く

受付時間…午前9時～午後4時

開設場所…熊本東税務署

①・②の☎ 熊本東税務署

☎ 369・5566 (自動音声案内)

コンビニエンスストアでの証明書交付サービスに

個人番号カードが使えるようになります

個人番号カードを役場で受け取ったその日から、個人番号カードを使って、コンビニエンスストアで各種証明書を取得できるようになります。ただし、ご利用には**電子証明書の発行が必要**です。

個人番号カードは、希望者のみの発行となります。コンビニエンスストアでの交付サービスを希望する場合は、個人番号カード申請の際に必ず電子証明書の発行を希望してください。

自動交付機^①のサービス利用は (役場正面玄関横)

3月31日まで

自動交付機は、個人番号カードに対応していないため、サービスを終了させていただきます。

利用できるコンビニエンスストア…セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート

稼働時間…午前6時30分～午後11時(年末年始除く)

取得できる証明書…住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票
※各証明書の交付手数料は、役場窓口より50円安価です。

☎ 役場住民生活課住民係 ☎ 286-3112